居住支援協力不動産店登録事業

資料5-2

○ 概要

住宅確保要配慮者の**民間賃貸住宅への円滑な入居**について、青梅市、居住支援団体等と連携し、適切な支援を行う不動産店を**協力不動産店**として登録する。

○ 登録できる不動産店

①②どちらも満たす不動産店

① **公益社団法人東京都宅地建物取引業協会**または
公益社団法人全日本不動産協会に所属する不動産店

② **市内**または**市に近接する**地方公共団体に所在

ただし、以下のいずれかに当てはまる不動産店はのぞく

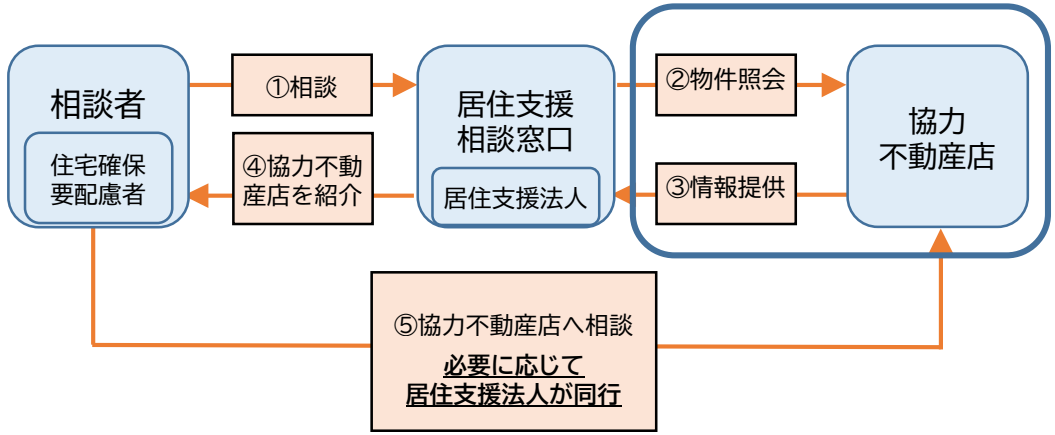
・宅地建物取引業法の免許を受けていない
・同法にもとづく免許の取消処分を受けている
・同法にもとづく業務の停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申し込みを行っている。

○ 登録した協力不動産店の周知

協力不動産店に登録した不動産店について、青梅市ホームページへ掲載し周知する。

○ 業務内容

・居住支援相談窓口からの紹介に対して、**物件を案内することができる場合**は、物件情報を提供する。
・住宅確保要配慮者が居住支援相談窓口を介さずに協力不動産店に相談をした場合で、行政や居住支援団体等の支援が必要と認められるときは、行政や居住支援団体等と連携を図る。
・セーフティネット住宅の登録の促進に努める。



○ スケジュール

・6月～ 協力不動産店登録の周知
→各協会へリーフレット周知依頼、個別訪問等
・7月～ 委託契約締結（居住支援相談窓口関係）
・8月～ **居住支援相談窓口開始**